

令和4年8月26日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 山本 晃正 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 原田 いづみ

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和4年7月29日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された
標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至
らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 志賀 玲子 原田 いづみ 松枝 千鶴

労働者代表委員 喜納 浩信 白石 裕治 日高 実禎

使用者代表委員 岩重 昌勝 濱上 剛一郎

令和4年度運営小委員会における労使の主な主張

《電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業》

○ 労働者側主張

- (1) 新型コロナウイルスの影響や原材料費の高騰、物価高などで経営に不安を抱えている企業があることは、私たちも十分理解している。しかし、それは労働者にとっても同じことが言えるという状況である。そういう意味からも、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定（産業別）最低賃金を、当該産業を熟知した労使関係の真摯な話し合いの中で決定していくことが大切であると考えている。
- (2) 今年も地域別最低賃金において、大きな金額改正が行われており、特定最賃が瞬間的には鹿児島県の地域別最低賃金を11円下回っている状況であることから、何とか専門部会の中で議論をさせていただきたい。
- (3) 電機連合の基本的な考え方として、電機連合は毎年、総合労働条件改善闘争において、企業内のミニマム基準の引き上げと、未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げや公正処遇確立に向けて、最低賃金の引き上げに取り組んでいる。今年の闘争においても、多くの加盟組合において、産業別最低賃金（18歳見合い）の引き上げを実現することができた。その結果、多くの加盟組合で、産業別最低賃金（18歳見合い）は「166,500円」となった。こうした電機連合統一闘争の成果を、電機産業で働くすべての労働者に波及させるためには、電機産業の「特定（産業別）最低賃金」である「電気機械器具製造業最低賃金」が、その役割と機能を果たし続けることが必要不可欠だと思っている。
- (4) 電機産業は裾野の広い産業であり、裾野のところまで影響を与えるというのがなかなか難しいところもあるので、特定最低賃金の中でそういうところまで波及させていければいいと考えている。
- (5) 産業別時間あたり国内総生産（名目）の推移では、電機計が全産業と比較して約40%、製造業と比較しても約30%上回る結果になり、また、産業別時間あたり雇用者報酬額の推移では、電機計が全産業と比較して約20%、製造業と比較しても約10%上回るなど、電機産業は基幹的な産業であるということが分かる。
- (6) 鹿児島県の電機産業の状況は、製造業全体に占める占有率で、従業者数が22.14%で全国7位、製造品出荷額が19.52%で全国13位、付加価値額が29.97%で全国5位となっているなど、鹿児島県の中でも主要な産業であって、鹿児島県の経済における重要な役割を担っている。
- (7) 新型コロナをきっかけに日本の中でも社会のデジタル化に対する期待が高まることが予想されており、加えて電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かした新たな価値を生み出していくことが、電機産業に期待されているところである。経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展とそれ

を支える優秀な人材確保の面からも、引き上げに向けた取り組みの必要性を強く望んでいる。議論の場だけでも設けてもらいたい。

○ 使用者側主張

- (1) 昨年の電機関係の産業別最低賃金の専門部会の金額審議の中で、電機関係を個別に議論する必要があるのかという主張をし、来年度の運営小委員会の場では、使用者側の参考人を招致し、必要性があるかどうかの議論をして欲しいということをお願いした経緯がある。
- (2) 2003年頃の鹿児島県最低賃金と電機関係の産業別最低賃金との差は45円程度であったが、昨年(2021年)は21円になり、さらに現時点では電機関係の最低賃金が11円低くなっている。また、電機関係全体として従業員数が減少してきており、未満率は昨年の550名から、今年はそれを下回る数字になるものと想定している。そうした中、過去の歴史や影響なども考えると、電機関係の産業別最低賃金として、独立して最低賃金を決める必要があるのかということをお願いしたい。
- (3) 製造業に占める電機関係の従業者数、製造品出荷額、付加価値額は、鹿児島県としては全国的な順位は高そうに見えるが、一企業の特定の3工場のウエイトがかなり高く、それ以外のところは小さくて少ない。最低賃金というのは、本来であればそういった小さいところに焦点を当てるべきであると考えており、鹿児島県の地域別最低賃金を適用する方向にもっていった方が良いと考える。
- (4) 我々使用者側は、過去の運営小委員会の場で、地域別最低賃金の上に、産業別最低賃金をもって、屋上屋を重ねるような必要はないことを常々主張してきた。大手と下請の企業では、同じような経営環境ではないはずであり、地域別最低賃金が産業別最低賃金を超えてきた以上は、それぞれの経営者にそれぞれの判断を委ねていけばいいのではないかと考えている。したがって、電機関係の産業別最低賃金の改正決定の必要性はないものと認識している。